

第五十五回
国会

参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和四十二年五月二十五日(木曜日)

午前十一時十八分開会

委員の異動

五月二十三日

須藤 五郎君

五月二十四日

春日 正一君

五月二十五日

二宮 文造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

政府委員

大蔵政務次官

米田 正文君

大蔵省主計局次

長 岩尾 一君

大蔵省関税局長

谷川 宏君

常任委員会専門

員 坂入長太郎君

本日の会議に付した案件

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石炭対策特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。本日、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠として白木義一郎君が選任されました。

○委員長(竹中恒夫君) 関税法等の一部を改正する法律案、石炭対策特別会計法案、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 関税法の一部改正について質問をいたします。

改正の要点は三點ほどあるんですが、その一つに簡易税率制度というものを設けられておる。この趣旨はどういう理由によって考えられておるのか、これがどういう役割りを果たすのか、これによって国民の得る利益はどうあるのか、こういう点についてひとつ説明を願いたいと思います。

○政府委員(谷川宏君) お手もとに配付してございます法律案の四一ページをごらんいただきます。と、附表 簡易税率表というのがございますが、このように十の番号別に分類いたしまして、一から九までの品物を特掲し、十番目に「その他のもの」で二〇%の税率を規定したわけでありまして、ごらんをいただければおわかりになりますように、それぞれの品物の下の税率が四〇%でありますとか、六〇%、五〇%というふうになっているわけでありまして、

現在、旅客または航空機あるいは船舶の乗組員が日本に入国いたしましたときに携帯輸入する貨物につきましては、一般の関税率が適用されておりますと同時に、その商品につきまして物品税等の消費税がかかります場合に、税関におきまして計算をいたし、そして関税とあわせて物品税等の消費税を払っていただくことになっているわけでございます。関税率につきましては、その品目の数も非常に多ございますし、またその税率を一々旅客または乗組員がよく知っているというわけでもございませんので、入国をいたしますときに、関税及び物品税等の税額の申告に際しまして、いろいろ税関当局との間に紛争が起ころうと、あるいはまた税率をよく知らないために、また課税になるかどうかということについての疑問をお持ちになっている方も中にはありまして、不正輸入の原因になっているというのが実情でございますが、大部分の方は正しく申告していただいておりますけれども、いまのような事情で、中にはそういうようなことも起こりがちでございますので、そういう不合理な状態を今回改めまして、簡易税率といたしまして、関税と物品税等の消費税を一本の税率に取りまとめまして、そして携帯輸入の過去の経験によりまして、携帯輸

入の非常に多い物品につきましては、このように九つだけ特掲をいたしまして、その他のものにつきましては二〇%という税率で税金を納めていただくということにいたしましたわけでございます。

このようにいたしましたので、旅客及び乗組員が入国に際しまして、関税及び物品税等の消費税を申告納税をいたした場合には、非常に便利になりますと同時に、税関の通関の事務の迅速化というのを私どももモットーにして行政をやっておりますけれども、こういう制度によりまして、その税関行政の迅速化ということも一そう促進できる。それによりまして、国民の受ける利益が非常に多い。同時に、このような簡易な税率でございますから、申告も容易になる。同時に、国の立場をいたしまして、関税及び物品税等の消費税の徴収、納付が確実に確保されるということも期待されるわけでございます。

今後私どもは、この制度の周知徹底をはかりまして、一そう関税行政の迅速化あるいは的確な税金の納付ということを確認してまいりたい、かように考えております。

○柴谷要君 簡易税率制度の創設ということは、端的にいいますと、通関の迅速化をはかるために、入国者の携帯品について関税及び国内消費税を統合した簡易税率を新設した、こういうふうに理解してよろしいのですか。そういう意味のものですか。

○政府委員(谷川宏君) そのとおりでございます。

○柴谷要君 そうしますと、具体的に一つの例でお尋ねしたいと思うのですが、たとえば時計のようないくつかのものを、どうも諸外国へ出るといい時計があるというところで、スイスあたりでやはり買いたくなつて買ってくる、そういう場合に、自分の使うもの一つくらいはそれは黙って税関を通し

てくれるけれども、これを二つ、三つ買つてくれば認める、こういうことになるのですか。そういう点について、時計類はよろしいが、こういう品物はだめなんだ、こういう規定があると思うのですが、そういう点についてひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(谷川宏君) 旅客または乗組員が携帯輸入する物品につきましては、法律に基づきまして一定の免税の基準があるわけでございまして、旅行期間の長短にもよりますが、私どもが外国へ行きまして、たとえば時計を買つてきて、一月ぐらいの旅行をして帰つてまいります場合には、あまり高価な時計ではだめでございまして、購入価格が三万円程度以下のものであれば、二個は免税の扱いになるという定めがございまして、そのものは免税扱いを受けるわけでございまして、それをこえて携帯輸入をする場合におきましては、そのこえた数量につきまして関税と物品税を国に納めなければならぬわけでございまして、その場合に、従来は関税率と物品税率が違いますが、それぞれ計算をして税金を算定し、そうしてそれによって税関に税金を納付することになっておたわけでありまして、簡易税率の適用をいたしますと、この法案の一七ページにございまして、時計につきましては、貴金屬、寶石を用いたものとそうでないものにおきましては物品税率の差がございまして、貴金屬等は物品税率が違つてございまして、貴金屬等をを用いた時計につきましては、この一七ページに書いてございまして、この課税価格に對しまして九五%の税率を適用いたしましてその税額を計算をして、それで税金を納めてもらへばよろしい。従来は関税が四〇%、それから物品税が四〇%で、それぞれ物品税は関税込みの価格に對してかかりますので、合計いたしますと九六%の関税率になったわけですが、それを端数を処理いたしまして、九五%という簡易税率を設けまして、これによりまして旅客の携帯輸入品に

ついでに税金の申告納税は非常に便利になるというところでございまして。

○柴谷要君 そうしますと、この簡易税率制度というのを設けたということは、関税と消費税と両方かける計算をして税関でやっておると時間がかかる、旅客に迷惑がかかるということで、時間的に最も短く、便宜をはかるためにやる、ただし税率には何らかの特典を与えるものじゃないのだ、従来と変わらない、こういうことですね。ですから、まあ端数ぐらゐは切り捨てられなければ、厳密に計算すると両方取られていたのだ、同じ額は取られる、こういうふうに考えていいわけですね。

○政府委員(谷川宏君) 大体先生のおっしゃるような趣旨でございまして、一番大きな特典は、この二〇ページの「その他のもの」というところに二〇%の簡易税率というのがございまして、携帯輸入品は千差万別、いろいろなものがあるわけでございまして、そういうこまかいものは一々の税率が従来はなかなかわからなかつたわけでございまして、この九つの項目以外のものについては、すべてこれは二〇%だということになっておりますので、この二〇%はものによりましてはだいぶ従来の関税率からいたしますと軽減になるというものの中にあるわけでございまして。従来の平均は、九つの特掲したもの以外のもの、いろいろなものがございますけれども、その従来の過去の実績によりまして、この平均の関税率は二五%程度でございまして、これを二〇%にいたしましたことによりまして、この携帯輸入品についての関税及び物品税等の消費税の負担率がある程度軽減される、これは非常な特典であるというふうに考えておるわけであります。

○柴谷要君 いまの簡易税率という問題についてはわかりましたから、次の質問に移りたいと思ひますけれども、近く日本で万国博覧会が開かれることになりましたが、これに對して保税展示場制度といひますか、これに對して何か特定な便宜を与える制度が考えられているようですが、一体どう

いうことなのか、その内容についてひとつ説明をしてもらひたい。

○政府委員(谷川宏君) 従来は国際見本市等が行なわれます場合におきましては、現行法のたてまえで、たとえば国際見本市に商品等を輸入いたしましてそこで展示をするという場合に、そういう商品は原則として、またその商品を持ってきた国に持ち返るのが通例でございまして、日本に入つてまいります場合に関税を払ふことなしに見本市に展示し、これを持ち返るという必要があつたのでございまして、その場合に、現行法におきましては、保税倉庫という制度を利用してやつておたわけでございますが、保税倉庫の制度を利用いたしまして、保税倉庫におきまして、いろいろな手続の規定が必要であつたわけでございます。非常に不便な点もございまして、今回この法律の改正によりまして、保税展示場という制度を設けまして、今回の万国博覧会に備えるとともに、国際見本市等の場合におきまして、その制度の活用がはかられるようにしたわけでございまして、

で、外国等におきまして、この種の施設が行なわれます場合におきましては、同様の関税の免税の措置を講じておりますので、そういう点をいろいろ研究いたしまして、国際見本市あるいは万国博覧会の施設に持ち込みますいろいろなものにつきましては、この保税展示場という制度が一番よろしかろうというところで、この法案の二〇ページから二二ページ、二二ページにかけまして規定しておりますように、この保税展示場の制度を設けたわけでございまして。

○柴谷要君 これは何ですか、簡単にいうと、保税制度の簡素化というところのたてまえですか。そういう意味でいろいろことを考えられておるのですか。それとは別に、万国博覧会独特のものとしてこういう制度をつくつて、その期間だけやろうという考え方のものですか。

○政府委員(谷川宏君) 万国博覧会の場合だけでなく、万国博覧会と同じように、国際見本市等その他これに類するものにこの保税展示場、この

制度を利用できるようにいたしておるわけでございまして。まず改正をいたしました主たるねらいは万国博覧会でございますけれども、それと同種類のいろいろな国際的な見本市等の場合においてもこれを活用できるように、法的な整備をはかつたわけでございます。

○柴谷要君 こういうものを制度化してやるということになると、やはり税関の職員というものが必要になってくるわけですね。これはどのぐらいの要員がこれに向けられるのか。それから、万国博覧会にはそういったために、何といひますか、庁舎とはいわぬが、関係者を詰めさせる場所を設けるとか、そういった点はどうなんでしょうか。その点をひとつ。

○政府委員(谷川宏君) 大阪の一九七〇年の万国博覧会は相当大規模でございまして、それに備へまして、この関税行政の面におきまして、相当の事務量が予定されるわけでございまして。実際の開催の日以前におきまして、いろいろな施設を建設する場合の資材の持ち込みについての免税措置その他の問題もございまして、開催前、開催中を通じての最盛期におきましては、相当多くの職員が必要にならうと思ひますので、目下詳細検討中でございますが、五、六十名ぐらいの職員をこの万国博覧会の関税行政事務に当たらせなければならないと思ひますが、特に語学の問題もございまして、適任者を目下養成しております。そうして、税関職員全体としての定員の増加はいろいろな関係で実現できませんので、全国税関を通じて仕事をやりくりを行ないまして、そうしてこの万国博覧会に際しての通関事務に支障がないように十分職員の適切な配置を行なうことを考えているわけであります。

○柴谷要君 確かに、国際的な問題があるだけに、ことに私は職員の苦勞といふものがいまから思ひやられるのでありますが、まあひとつ手違ひのないように万般打ち合わせをしておいていただくように要望しておきます。それから次は、密輸した場合に、税関で見出す

ると、いままでは全部没収しておつた。これを何とか改正しようというのが今度の一つの項目になつてゐるのではありませんが、密輸したようなものを多少でも有利に扱つてやろうというような改正の動きがどうして出てきたのか、それをひとつ聞かせていただきたい。

○政府委員(谷川宏君) 密輸を含めまして、関税連脱というこの関税法違反が行なわれました場合におきまして、現在の法律のたてまえは、連脱にかかるとその物品は全部法律上没収しなければならぬという規定になつてゐるわけでありまして、いま御指摘のような悪質な密輸にかかるその物品につきましては、没収することも当然かと思ひますが、それ以外に関税連脱が行なわれずとも、この場合の旅客の携帯貨物についての関税連脱という問題もあるわけでありまして、その場合におきましても、現在の法律では、たとへば時計を二、三個買ひ求めて家族のみやげとして持ってきたけれども、税率がわからない、あるいは免税の基準もありはつきりしないというやうなことで、ポケットにしまひ込んで税関を出ようとしたところを、つかまつてしまつた。たまたま申告してゐなかつたために関税連脱の犯罪を犯したということで調べられました場合におきましては、現在の法律におきましては、その物を全部没収すると同時に、関税の税金も取られ、また罰金も取られる。現物、犯罪物件を没収されて、税金のかわりに罰金を取られるわけでございます。その罰金も取られるというので、ほかの法律の規定に比べてみると非常に過酷な状況にあるわけでありまして。

また、不正申告の場合を考えてみますと、たとえばある輸入貨物全体が一億円の商品を購入したという場合に、たまたま計算の間違い等で十万円か二十万円計算の間違いがあつた、こういう場合におきまして、不正輸入申告ということで関税法違反になるわけでございます。その場合、たまたま課税標準額が二、三十万円でございますから、税額はかりにその一割といたしますと、ま

あ二、三万円という不正申告の場合、それも関税の連脱というやうなことになると思いますが、そういう場合に一億円の商品全体を没収するというところに法律上はなるわけでございます。

そういうやうなふくみ点がございますので、これを改めまして、特定の案件におきましては必ず没収をしなければいけないけれども、その他の案件におきましては没収をしなくてもいい、そのかわり罰金を適正、的確に徴する。従来はとなくそういうやうな過酷な制度であるというやうなことからいたしまして、行政上統一を欠き、また必ずしも適正に行なわれてゐなかつたやうな弊害も中には出てまいりましたので、今後は制度を合理的にすると同時に、違反にかかるところの罰金の徴収等については厳格にこれを行なうことになるわけでありまして。

また、先ほど触れましたやうに、特定の案件には没収する。その場合というのは、輸入が禁止されてゐるもの、たとえば麻薬でありますとか拳銃、あるいは輸入の割り当てが行なわれておりますやうな物品、あるいは酒、たばこというやうな高関税品というものにつきましては、没収をするというところは従来と同じやうな扱いをいたしますと同時に、こういう没収をする範囲を限定いたしますので、密輸に対する取り締まりの強化をはかることもこれによつてできると考えております。

○柴谷要君 聞いておる私はよくわかるのだが、一般国民大衆にはわからないと思ふので、例をもつてお尋ねしたいと思ひます。

実は最近、南鮮に渡る人が多い。朝鮮に行くところが非常に安い。日本人が行くと、町でほとんどノリを売つてくれるらしいのです。特にデパートあたりに行くと、盛んにノリを売つてくれるらしい。これはほとんど売つておるやうだから、税関はすつと通るかと思つて一万枚買った、それは輸入制限があるとは知らないから、それを持つて羽田においた。そうすると、これは輸入制限があるのだ、一人二千枚まではいけません、それ以上はいかぬというので、没収された。その二千枚

についても罰金なんかかけられたのじゃないのですか。それで実はびっくりしたというやうな話を聞いたので、関税局にどうしたのだという話を聞いたことがあるのだが、別にこれはどうにもならぬというので、それっきりになつてしまつた問題があるのですが、今度の改正によつてそれはどうなるのか。その二千枚については黙つて持つて来られるのか、あと八千枚についてはどういうふうにやられるのか、これは具体的な事例だから、それについてお答え願ひたい。

○政府委員(谷川宏君) 御指摘の問題は、先ほど御説明申しましたやうに、自由化をしていない物品につきましては、輸入制限貨物等という法律の用語の適用を受けることになつたしまして、没収すべき貨物になるわけでございますが、ただ、携帯輸入をする物品は、この没収すべき貨物の適用から除くということになつてゐるわけでありまして、そこで、従来は携帯輸入をするノリの数量が通産大臣の命令で定まつておつたわけでありまして、それを改めたものにつきました。これは割り当てを受けていないで輸入したということで、税関当局におきましては、輸入物品の管理令に基づいて割り当て以上を持つてきたものにつきました。これは輸入ができな、輸入を許可することができないというので、そういう措置を講じたわけでございます。税関当局におきましては、通産大臣の定めるところの一定の輸入の制限数量の範囲内であるかどうかを確認する義務があるわけでございます。その一人一人のノリの携帯輸入をする数量が二千枚が適当であるかどうかという点については検討の必要があると思ひますが、それが変わらぬ以上は、その携帯輸入のできる数量制限を越えたものにつきました。輸入を許可することができない。そういうことでそれを持ち込みができないわけでございますが、それを黙つて荷物の中に入れて、あとで税関当局の検査、調査によりまして発見されたやうな場合におきましては、そのノリの制限数量を越えたものにつきました。

では、輸入ができないわけでございますから、それをものと韓国に送り返すとか、その税関に置いておくとかというやうなことをせざるを得ないということでございます。

○柴谷要君 次の戸田先生の御質問もありませんが、はしよつていきたいと思ふのですけれども、関税法の改正で一番問題になつたのは、何と云つてもバナナを二年間にわたつて五％、五％引き下げた、こういう問題が一番大きな問題になつた。まあ、関心もこれは高かつた。それだけにバナナというものが最近、何といふますか、ダイヤ的に取り扱われてゐる。まあこれはもうけが多いんでしょ、だ、国内に入つてきて。それだから、こういうふうに関心が高いんだと思ふのですが、ある人は五％、五％ぐらいの引き下げじゃ足りない、もつと大幅に引き下ろすという人がある。そうかと思へば、われわれのように、国内果樹を守るためには、あまり関税を引き下げて、どんぱバナナなど売られたのでは、リンゴなり、ミカンなり、その他国内果樹産業に影響するから、ひとつ考えなければいかぬじゃないかという意見を持つてゐる者もないではない。これに対して、一〇％二カ年下げた場合に現在のバナナの輸入がどの程度上昇するか、輸入がふえて国内果樹に対してどのくらいの影響を与えるのか、こういう点について一応の目算を立てておられるかどうか、これをひとつお尋ねをしておきたい。

○政府委員(谷川宏君) 関税を下げることにつきましては、まあいろいろ影響等がございますが、何と申しまして、七割という関税は非常に高いところだと思ひます。ヨーロッパの諸国で一番高いところだと思ひます。特に最近の後進国産の物品の関税につきましては世界的にこれを軽減するといふやうな動きもございまして、日本のバナナの関税がしよつちやう国際的に問題となつてまいつておること、御承知のとおりでございますが、この関税を五％下げることによりまして、末端の消

費者価格も関税分だけが下がる理由ではございませうけれども、現在バナナは自由化とはいえないながら、台湾のバナナにつきましては、輸入の規制を、合理化をやっておるわけでございますので、この輸入数量を相当大幅にふやすということになれば、バナナの価格も相当安くなると考えますけれども、一方、台湾のバナナの生産の状況等の関係もございまして、表面はそう大幅にこの輸入数量がふえると、極端にふえるというようなことはまあないと思込まれますので、末端のバナナの価格が、そういう、関税を下げたからといひまして、大幅に下がるといふことにはなりません。したがって、国内のその他の果実に対する影響はさう心配することはないというふうに私も考えておるわけでございます。

○柴谷要君 関税定率法の問題は以上で終わつて、ただ一問だけ石炭対策特別会計法について質問したいと思ひます。一問だけ。この法律案が五月三十一日に通過をしなかつたら、どういふ結果が出てくるか、これについて……

○政府委員(岩尾一君) お答えいたします。

石炭特別会計は、会計法に書いてございませうに、現在暫定予算中でございませうが、もし一般会計予算が成立をいたしましたときには、暫定予算中に行なわれまして債権債務その他全部一般会計に吸収する——一般会計といひますか、本予算に吸収するといふことを附則に書いておられます。したがって、この特別会計がかりに五月の三十一日に成立をいたしましたという、本予算のほうは二十八日には自然成立をするわけでございますから、そこで本予算が二十八日に成立をいたしましたときに、その期間中、暫定予算中の債権債務は全部本予算に吸収をされるわけでございますけれども、今度は特別会計法がまだできていないという状態になるわけでございます。そういういたしますと、本予算はできていけれども特別会計はできていないということで、支給ができない、経費の支出ができないという事態になるわけでございます。いわゆる二十八日から三十一日の間に

歳出が行なえない。そうなりますと、先生も御承知のように、この対策の中にはいろいろ期間的に常時出ていくような歳出もございませう。あるいはそのときどきに出すものもございませうが、たとえば就職促進手当のように毎週払つておるといふような金もございませうので、そういう金が支払えなくなるといふような状態に相なるかと思ひます。

○柴谷要君 私は実は理解を、六月一日からこれは発効と、こうあつたものですから、五月の三十一日ではないかと、こう思ひましたが、なるほど予算が通過しますと暫定予算が吸収されてしまひます。この法律案が通つていないと失効するといふことですから、確かに二十八日、二十九日、三十日と、三日間は支払いができないわけですね。

○戸田菊雄君 関税定率法の一部改正について二点ほど御質問いたします。

その第一点は、この前もちょっと質問をいたしましたけれども、どうもこの前の回答では納得がいたしません。それは北ベトナムからパンフや写真が入つてまいりまして、それがこの東京税関で差し押えられた。こういう問題については、これは税関としては取り押えた法的根拠、それをどこに置いているのか、それをひとつ。

○政府委員(谷川宏君) 関税定率法の第二十一条の第一項第三号の規定によりまして、輸入禁制品であるという判断を下しまして輸入の許可をしなかつたわけでございます。

○戸田菊雄君 どうも私はふに落ちないのですけれども、関税定率法の第二十一条一項三号というの、(公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品、こうなつておると思ひます。この一休項目のどこに該当するか、それをじゃひとつ。

○政府委員(谷川宏君) この三号の「風俗を害すべき書籍」といふことでございませう。

○戸田菊雄君 その第二十一条の立法趣旨は、一体そういうところにあつたのではないと思ひますね、私は。小なことも、いま北ベトナムであつたやうな戦争が繰り返されておる。その実況というものを正しく日本の国民の皆さんに知つていただく、こういう立場でいけばパンフなり写真というものを取り寄せたわけですね。こういういわばわいせつ的なエログロ、そういうものと映画やフィルム、こういうものとは私は全く性格を異にするのだと思ひます。そういうことを判断をするといふと、多分に税関として政治的な判断でそれを先行して取り押えをやつたのではないかと考えるのですが、そういうことではないのか。それから、どういふところでこの問題がこういふ結果になつたのか、いわばその個所ですね、そういう問題について質問いたします。

○政府委員(谷川宏君) いま仰せのような政治的な配慮といふことは全然なかつたわけでございます。で、「風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」となつておりますが、この風俗を害すべきものといふ中には、わいせつもの以外に、健全な常識のある人が一見してきつめて残酷である、見るのもいやだといふ感情を持つようなきつめて残酷性を持った写真等が入るというふうに従来解釈されてきておりますし、また税関当局におきましては長年そういう解釈のもとに行政をやつてきたわけでございます。その場合に私どもが政治的な偏見を持って判断をするといふことは、絶対これはやらないといふことでやつておるわけでございます。

税関当局におきましては、そういう映画等の審査をする専門官を、たとえば東京税関の場合には課がありまして、その専門官が三人おる。横浜の場合には二人おる。それで、長年にわたりまして、客観的にその事物についてわいせつであるか、あるいはきつめて残酷であつて、それが社会に害を流すものであるという即物的な判断ができる担当者置いておるわけでありませう。

もつとも、税関におきましてそういう判断をい

たしまして、これがきつめて残酷なものであるといふことで第二十一条第三号に該当する物品であるという通知を申し上げるわけでございますが、その判断について異議があらまう場合におきましては、この法律の第二十一条の二に規定しておりますところの輸入映画等審査会、その審査会におきましては学識のある方々、委員十五名以内で組織することになっておりますので、映画の評議家でありまうとか、あるいは新聞社の方でありますとか、一般社会常識に最もすぐれた方々——女性の方も入つておりますが、そういう審査会におきまして慎重に審議して、その意見を税関長に答申するといふたてまえをもちまして、一そう慎重な扱いをするといふことに三十六年以降なつておりますが、ことに最近戦争に關するいろいろなフィルム、図画等が入つてまいりますので、私どもは通知を出しまして、この問題の処理にあたつては一そう慎重にやうに、また三十四年の衆議院の大蔵委員会におきましてこの問題がいろいろ議論されました結果、附帯決議がつけられました。大蔵当局におきましては、この第二十一条一項三号の風俗を害すべきものに該当するかどうかといふことを判断をする場合に、慎重の上にも慎重を期すように、過誤なきを期すべきであるといふ附帯決議をいただきました。その後はんとくに神経衰弱になるくらいに審議をして決定を下してまいつたわけでありませうが、今後とも一そう——今国会におきまして、衆議院あるいは参議院において議論がいたされておりますので、その議論の経過あるいはその精神を十分に尊重いたしまして、一そう慎重にこれを処理したい、かように考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 非常に局長は、政治的に片寄らず慎重に、あるいは審議会といふものがあつてそういうところではないかという議論をしたりするといふことではあります、大体ああいう——パンフそのもののフィルムの内容を私は見ませんが、想定するに、最近ベトナム戦争に対する一連のそういう実況なり、あるいはいろいろな本が一ぱい出ておる。そ

いろいろなものを読めば、いかにあの戦争でアメリカの残虐性というものが行なわれておるか。ことに婦女子に対する全く人道上許されない、そういうものも多くあるわけですね。そういう領域を私は出ていないだろうと思うのです。そういう実況を偽りなく、その写真なりあるいは書籍を持ってきたのだ。だから、それはいま世界的焦点のベトナム戦争の記事でありますから、正しく私は国民に知らしめていくというのが大事じゃないか。ですから、そういうものは関税定率法の二十一条で、いま言った風俗を害するといったような、いわばエログロ文化なり、そういうフィルムなどと同等視して、それでこれを押えるというものは、私はやっぱり戦争に対する罪悪というのに対して、道義的にきわめて許されない、そういう政治行為である、政治的なベールでおおい隠そうというそういう一連の考え方、態度というものがあつたんじゃないか。だから、私は、定率法の二十一条の一項三号を法律そのもので解釈するならば、この取り扱いは、取り押えるなんというふうになつていかなければ、私はこういふように考えるのです。ですから、そういう面について、やはり反戦を呼びかけるとか、そういう実況を呼びかけるとか、そういうものを見せていく。かつて広島原爆に対する被害状況なんというものは、写真でどんどんやられた。最近またベトナムに行つてくる記者の皆さんが、いろいろ往復する人が多いのです。そういう人たちが持つてきて写真展とかなんとかをやつておる。そういうものと、ことさらに日本国民に知らされておるそういうものとは、実態は違ふなと思う。それをあえてこの時期に、いまアメリカがどんだん中立地帯へ進攻して、そうして北ベトナムまで進攻しようという状況が予想される。そしてなおかつ中部に抜けて戦争を全域に拡大しようというふうきわめて切迫した情勢の中で、日本がこれに対する一つのそういう抑制策をとつたということは、私はやっぱり世界的な国民の世論あるいは平和を希望するそういうものと逆行した一つの政治行為じゃないか、こういう

ように判断するわけなんです。ですから、局長も、そういう問題については慎重にとつてごさいますので、でき得れば、もう一度そういう問題について再検討していただいて、やはり国民の世論なり、不平を除き、国民が納得するように、そういう立場での正しい判断というものを私はやっていただきたい。そのことをひとつ要望しておきたいと思つてゐます。

次に、バナナの関税率の引き下げの問題について、青森や岩手や、あるいは長野、日本国内で生産されるリンゴに対して相当な影響力というものが出てくると思う。こういう問題について、過日衆議院の農林水産委員会において果樹農業振興に關する件ということで、前書き、一、二、三、四項目にわたつて一定の結論を見ているのです。このことについて具体的に大蔵省としては予算の面でもいろいろ態勢がとられたか。一つは学校給食に向けてリンゴを政府が責任をもつて供給をする手はずを整える、こういうことが一つであり、もう一つは、台湾等との貿易協約を政府は責任をもつて締結する、こう言つてゐる。だから、こういう問題についてこの関税率の実行前に、この約束をした衆議院の農林水産委員会、あるいは衆議院の大蔵委員会においても同じようなことが大体三項目について決定をされている、こういうことについて適切に大蔵省はそれらの対策をとつたかどうか、この点をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(谷川宏吉) 先ほどもお答え申し上げましたとおり、バナナの関税七割というものは、ほかの国の一番高いところで二割でございす。大部分外国では無税になつておるわけにございす。また、後進国の産品であるバナナ——後進国の産品の関税率を全世界的に下げるべきであるという世界の潮流から見ても、七割という関税はいかに高いから下げるべきであるというところ、この点につきましては、関税審議会におきましても、数年来毎年問題になつてきたところであるわけでありす。しかし、一方、いまお話しのように、国内の果実への影響等も無視することはできませんので、私も慎重な配慮のもとに、この五割、来年度五割、それも施行の期日は政令できめるといふことではおはかりしておるわけにございす。そういうふうなことで、関税の引き下げはこの程度のものであればぜひとも実行したいというところで法案も提出しておるわけにございす。

ただいまの、国会の農林水産委員会あるいは衆議院の大蔵委員会におきまふところの決議等の処理につきましても、私も、国会の決議にございすから、十分に慎重にできるだけ実現化するよう努力をしたいと考えておりますけれども、バナナとリンゴとの関係等についてはいろいろ議論のあるところではございますが、それはそれといたしまして、この附帯決議につきましても、政府としてもできるだけ実現への努力をしなければならぬと考へておられますけれども、一つには、学校給食等、この問題につきましても、必ずしも予算との関係ではなしに、学校給食としてバナナを使うことができれば、かような問題でもございす。そのので、文部省と十分連絡をとりまして努力をしたいと考えております。また、この台湾、中華民国に對しまして、リンゴの輸出をする場合におきまして、政府も本腰を入れて貿易交渉をすべきであるという御趣旨につきましては、全面的に私も賛成でございまして、目下外務省を通じて、あるいは通産省、農林省とも十分協力一致いたしまして、政府もいたしまして、台湾、中華民国政府に對しまして、リンゴの輸出が一そうふまえます貿易交渉をやつてまいりたい、今後とも大いに努力をしたいというふうな考えでおるわけにございす。

○戸田菊雄君 この問題は非常に重要な問題である。いまのように、局長、この段階にきて、これから十分努力をしてやっています。そういう返事は私は納得できない。ですから、これは農林大臣も承し、権威ある農林水産委員会であるいは大蔵委員会、こういうことでやりますということを明確にこの二点については決定しているわけですからね。そういうものを受け、いま衆議院で関税定率の一部改正についてやられておるわけですね。当然私はこれらの二項目については差しあたつて必ず実施期日前にやる、このくらい衆議院の段階で私は約束をしてもいい。それでなければ、私はこの問題については了承しかねるわけですね。その他についてはどうですか。

○政府委員(谷川宏吉) 中華民國との貿易の問題は、相手のあることでございすので、私も、全力をあげてリンゴの台湾への輸出について、これは民間ベースの取引ではございすけれども、政府も本腰を入れてやるということについては、政府といたしましては、六月六日から台湾におきまして日本と中華民國との間の貿易交渉を行なう、特にリンゴの輸出の問題を中心議題としてしまつて交渉する、その際、関税局におきまして課長を派遣するということにきめておるわけでありす。ただ、台湾から日本への農産物の輸出の問題もあるわけにございす。ポンカンでありますとか、またそういうようなものとの関係をどうするか、リンゴだけ買つてくれということでおさめるのかどうか、相手のあることでございすので、努力はいたしますけれども、その結果どうなるか、いまからはつきり申し上げることができないことは、これは当然のことだと思ひますが、そういうふうなことでございすので、今後一そう努力をいたしまして、リンゴの需要がもっと拡大し、消費がふえ、また輸出がふえるように私も一そう努力をいたしたい、こう考えておるわけにございす。

○戸田菊雄君 この問題は、努力では私は了承しかねるのです。結局そういうことで、やるということに決定をされているのですから、当然大蔵省としてはきょう衆議院のこの委員会に對しては、予算執行上、給食関係について、こういう措置を打ちました、あるいは貿易協定についてはいま具

体的に外務省を通じてどういう段階まで進んでいる、こういう具体的なものが入ってこなければ、単に努力しない前向きで、こう言われても、これは議院の決定に対する軽視じゃないかと思うのです。

それにもまして、やはりリンゴ主産地の岩手とか青森とか長野とか、こういったわが農村地帯におきましては、これは真剣な問題なんです。

ことに私は都市における果実消費の伸びと品目別割合というのがござりますが、これは総理府の家計調査でつた資料であります。これによつても日本のリンゴというものは三十年に二五・五％であつたものが、漸次減少の傾向を見ているのですが、三十一年には二五・〇％、三十二年には三一・一％と若干上がつておりますが、三十三年になつて二六・八％、三十四年は二二・七％、四十年には一四・四％まで下がつておる。こういう現況の中で、さらにこのバナナ関税引き下げに伴つて大量にまた入ってくるということになれば、この押し合いがたいへんなことになると思ふ。ですから、いまリンゴを生産しておるこれらの人たちに、これは死活問題だと思ふ。だから、そういう事態というものを農林大臣も認めたから、あるいは衆議院の大蔵委員会でも大蔵大臣も認めたから、そういう決議というものを了承したんだと思ふ。

それに対してですね、いま最終、大詰めの討議に入つておるわけですから、当然大蔵省としては、それらに対する具体的措置がござらんと、こういうものを私は提案をするのが当然じゃないかと思ふんですよ。ただ努力しますとか、前向きで善処します、こういうことでは、私はいけません、いけませんから、どういふ点について、次官、大臣、ひとつお聞かせを願ひたい。

○政府委員(米田正文君) この問題は、バナナ問題は、各関係のところにおいて非常に御意見がいろいろ出しておられることも、大蔵省としてもよく承知をいたしており、衆議院の段階における審議

においても大蔵省の意見を申し上げておるんですが、趣旨としては、バナナ関税の引き下げに伴うリンゴ対策というものについては十分検討をしまひますというところはたびたび申し上げております。

それで、ただ、いまだそれをじゃどういう方法をいまきめたか、貿易協定はどうなつたかという御質問になります、それはいまここで、解決の対策としてのお答えをできる段階にまでは行つておりません。いまだ申し上げましたように、これから国会の御意見を十分尊重いたしてそれの対策を講じてまいる、貿易折衝においてもそういう趣旨で今後進んでまいりたいということを申し上げておる次第でございますから、ひとつ十分この問題については大蔵省としても善処してまいるという事を申し上げておる次第ですから、それでひとつ御了承をお願い申し上げたいと思ひます。

○柴谷要君 閣連して。戸田委員が追及されている問題なんですが、これは政務次官の答弁でも不満足ですよ。そこでね、注文つけておきたいと思ふ。あす審議を終わつたあとに——これは譲歩するんです。私のほうでいふ譲歩としては、石炭対策特別会計法案と税制簡素化の法案を二つあつたあげようと思ふ。そのときには大臣に来てもらふ。大臣に来てもらつて、いま戸田委員が質問されたことを明確にお答えいただいた上で、納得いけば、これはそのときに考えようと思ふ、法律案をどうするかということ。だから、そのくらい大事な答弁があつた大臣の双肩にかかつておるという事を、政務次官、帰つて伝えて、うまい答弁をするという事を約束すれば、あした考えてもいい、こう思つておるんです。だから、いま戸田委員の納得するような答弁をしなますんで、何のことだつてみんなくつていふんだから、いいですか、それくらい大事なことを

それから、一つは、附帯決議がつけられた中に

も、附帯決議の中にも書かれておるでしょう。ですから、その中で、附帯決議でさへ私は二、三質問して確認を取つておきたい問題があるから、大臣にあした質問しますけれどもね。その点は政務次官でたいへん荷が重いから、大臣に、あした明確に答えられるように、きょうひとつ連絡をとつてね、戸田委員の質問にあした明確に答えられるように願ひますよ。

○政府委員(米田正文君) いまの御注文がございましたが、あす法案の採決のときには大臣に出席をしてもらう予定にいたしておりますから、そのときに御質問に対してお答えをするように私から連絡はいたしておきます。まあしかし、これは重ねて申し上げますが、今後の貿易問題でございますから、相手のあることでもございますから、貿易問題等についてのそういう相手のあるということも十分ひとつお考え願ひたいと思ひますし、国内対策についての問題は、これは国内で今後関係の省庁の間で協議を進めてまいりたい、こう思つておりますが、これは重ねて申し上げました、またあした大臣から御要望に應じて、御質問に対してお答えをいたしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 まああしたそういうことで大臣出席の際に、いま柴谷先生のおっしゃられたようなことで、われわれとしては対処していきたいと思ひます。次官からも、大臣に対しては強くわれわれのそういう意向というものを伝達をして、あしたわれわれの期待ができるような方向でひとつ処置をしてもらいたい、こう思ふのです。

もう一つは、やはり日本のバナナ関税は非常に安くなつてきたのですが、日本のリンゴは、台湾に輸出をされると、台湾の関税は一七・〇％くらい税金をかけているのです。だから、こういう状態からいふと、全く私はもう日本の場合には無防備に近いと思うのです。それはもう台湾なんかそういう状態でリンゴに対して高い関税をかける、こういう状態ですから、今後いよいよ販路を拡大して輸出を増大していくことになるれば、そういうところにも相当な支障があると思ふ。ですから、

ら、そういう相関関係もやはり十分検討を加えていく必要があるんじゃないか、こういうふうに考へる。

それから、もう一つは、給食のいわば態勢をとつていくことになるのですが、そういう場合に、やはり保管箇所といふんです、まあそういう冷蔵庫とかなんかに設備が当然必要になつてくると思ふのです。こゝまでやはり予算の範囲というものを配慮をなされて、この給食施設関係についてはぜひ御検討を願ひたい。その点はどうですか。

○政府委員(岩尾一君) バナナ関税引き下げに伴いますリンゴの需要拡大のための行政といたしまして、消費拡大という意味で、給食に採用してはというお話でございますけれども、ただ、先生御承知のように、給食はこれは各義務教育の小学校あるいは中学校が、どういふ品目を採用し、どういふふうにするかといふことは、各学校の裁量でやつておるわけでございます。現在国のほうの予算措置として考えておりますのは、生活保護と同程度のいわゆる標準保護と申します、そういう低所得の家庭の児童に対してまして、その給食費を国と県とが半分ずつ出して無償でやつていくという事をやつておまして、それ以外にはたとえば小麦粉あるいはミルク等について若干の補助をやつておる程度でございまして、それから一般の給食施設等につきましても、これは給食全体の立場を考えまして、いろいろな厨房施設あるいは栄養士の配置等につきまして若干の配慮を加えておりますけれども、個々の品目等について補助をするというようなことはしてないわけでございます。そこで、實際上、いまいろいろお話がございまして、給食に採用するというのは、文部大臣から、私の記憶では二、三年前にもこういう問題がございまして、なるべくリンゴを採用するようになつていふ通達が出ておるやに聞いておりますが、実際には各児童のカロリーあるいは父兄負担になりますから、リンゴを採用することによつてどれだけ父兄負担がふえるかという意

味での判断等をして、各義務教育の学校で採用されるわけでございます。政府としては、御趣旨に沿いまして、できるだけ採用してくれということをお願いをするという立場に相なるかと思ひますが、先生のおっしゃいますように、これに伴つて直ちに何らかの予算措置あるいは何らかの措置をここで示せとおっしゃいますけれども、ちよつとなかなかむずかしい、こういうふうに思ひます。

○戸田菊雄君　まあ一応あした、そういうことで決着をされるから、そのときまた申し上げたいと思ふのですけれども、いま次長がおっしゃられた内容について、わからないわけじゃありませんが、しかし、牛乳の場合は国が一定の補助施設をやつてゐると思ひます。だから、そういう一端のケースがあるわけですから、だから、学校給食においてリンゴを適用すると、こういうことになつていけば、当然の一定の補助支給率といひますか、そういうものを私は国で考へるのが当然じゃないか。またそこまで含めて、いわばこの農林水産委員会なり、あるいは大蔵委員会でおきめになられたことを政府は了承したのだらうと思ひます。ですから、そういうケースがあるのですから、その点はひとつぜひ御検討をお願いしたいと思います。現に、リンゴを給食に回してゐる長野県なんかあるわけですね、実例としては、ですから、そういう一端のケースがあるわけですから、政府が本格的に取り組んでいくとすれば、その算定基準なり、そういうものはそこから出てくると思ひます。ですから、そういう点でぜひ御検討をお願いしたい。

○政府委員(岩尾一君)　いまおことばがございましたが、ミルクはこれはいわゆる高度僻地の学校に對しまして無償で、むしろ栄養付加といひますか、そういう意味の体力増強の意味で補助してゐる。小麦粉につきましては、全体のパンを、ある体系に従つて食費會計から配給するたてまえ上、若干の、百グラム二円でございすけれども、そういう補助をいたしております。したがいまし

て、いまリンゴをもし給食に採用しろと。現に長野県等において採用されておる例もあるわけでございますが、現実に、たとえば私がいま申しましたミルクのような形で採用して、補助を出せというお話になりますと、これは文部省の給食委員会等において、いま盛んに検討いたしておりますので、どういふような栄養価のものをどういふふうに食わしたらいいのかということ、そういう意味でリンゴが、カロリーその他の点から、その審議会にパスをいたしませんと、なかなかさういふふうになつていくかどうかむずかしいと思ひます。

まあ長野県等で行なわれておりますのは、原産地でございますし、価格もおそらく安いというところで実際に採用されてゐるかと思ひますが、全国的にこれを採用し、しかもそれに対して補助金をつけろ、つけるのだという趣旨で、私たちは大蔵委員会あるいは農林水産委員会の附帯決議に賛成をしたわけではございません。実際の消費の拡大のために、なるべくリンゴを使つていただくようにするという意味での努力はいたします、そういう趣旨で各委員会の附帯決議については前向きで検討するということを実は申し上げた次第でございます。

○戸田菊雄君　いまの御答弁、一応了承するのですけれども、さつきも申しましたように、消費量というのは減少傾向にある。それからもう一つは、生産量は依然として変わらない。そこに危機感というものを農村地帯では持つてゐるわけですから、そういうものについては、これは当然国であたたい保護政策をやつていた。だから、ことに農村も農業基本法実施以來撰択的拡大といふものがとられて、非常に農村が果樹に力を入れた、そういうケースもあるわけですから、それがいまこの時点にきて、逆現象を見ているということになれば、当然政府の農村政策の基本的脆弱性が露呈されてゐるのですから、それを刈り取る意味においても、私はもう少し真剣にこゝろいた問題について取り組んで、さうして消費量

というものが減少しない、やはり一定の生産量に見合う消費態勢がとれるように、そういう態勢でぜひひとつ、いま次長がおっしゃられたのでつこうでありますけれども、要望しまして、私の質問を終わります。

○委員長(竹中恒夫君)　本日の審査はこの程度にいたします。次回は明日午前十時より開会いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

昭和四十二年六月一日印刷

昭和四十二年六月二日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局